

福岡県公報

平成22年2月26日
第3079号

目次

告示(第356号-第383号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課)	3
生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課)	4
生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の休止及び廃止 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更 (保護・援護課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	11
土地改良事業の同意 (農村整備課)	11
公共測量の実施 (県土整備総務課)	11
土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)	11
道路の区域の変更 (道路維持課)	12
公 告	
全国学力・学習状況調査における本県の悉皆方式による実施に関する委託業務に係る提案の募集 (教育庁義務教育課)	12

学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案の募集
 (教育庁義務教育課)13

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表
 (廃棄物対策課)13

公安委員会
 警備業法の一部を改正する法律附則第 5 条による審査の実施
 (警察本部生活安全総務課)14

警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課)14

内水面漁場管理委員会
 水産動物の採捕禁止区域及び期間 (水産振興課)17

水産動植物の採捕禁止区域及び期間 (水産振興課) 17

正 誤
 平成21年度福岡県教育文化表彰 (平成22年 2 月福岡県教育委員会告
 示第 1 号) 中正誤18

告 示

福岡県告示第356号
 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の
 規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
 要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡
 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年 2 月 26 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン (1)
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番 2 外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第357号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の
 規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
 要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡
 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年 2 月 26 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン (2)
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1088番地 - 1 外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第358号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の
 規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
 要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡
 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年 2 月 26 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ナフコ TWO - ONE STYLE トリアス久山店
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1201 - 1 外
 - 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし
-

福岡県告示第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第682号3・3・92号緑行正線及び3・3・30号香月直方線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成9年3月10日から平成26年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第682号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
糸島地生10	糸島市休日・夜間急患センター	糸島市浦志532 - 1	22・1・1
南筑後生1	医療法人 泰久会 横田病院	八女郡広川町大字新代1428番地94	22・1・1

粕生338	こころのクリニック ゆめ	糟屋郡新宮町美咲2丁目6番7号	22・1・1
春生146	くろかわひろこ眼科クリニック	春日市惣利1丁目83番地2	22・2・1
春生歯76	城戸歯科医院	春日市春日原東町1丁目11番地1	22・1・1
小生歯49	さくら歯科	小都市三沢4847 - 15	21・12・25
北筑後生歯1	山口歯科医院	朝倉郡筑前町山隈1454 - 1	22・1・1
田生歯82	みのもる歯科クリニック	田川市大字夏吉1872 - 1	22・2・1
粕生薬135	タカラ薬局 志免	糟屋郡志免町志免中央3丁目6 - 23	22・1・1
粕生薬134	おかざき薬局 篠栗店	糟屋郡篠栗町大字尾仲510 - 1	22・1・18
春生薬51	きらり薬局 JR春日駅西口店	春日市千歳町1丁目28番地	22・2・1
大生薬168	すみれ薬局	大牟田市大字橋1372番地	22・1・1
宰生訪3	ハートフル訪問看護ステーション	太宰府市大字観世音寺1丁目18番29号	21・9・1
大野生訪3	訪問看護ステーションあかね	大野城市瓦田2丁目10 - 1	22・2・1
嘉麻生訪4	訪問看護ステーションリアン	嘉麻市下山田690 - 1	22・1・1

福岡県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生325	こころのクリニックゆめ	糟屋郡新宮町美咲2丁目6-7	21・12・31
糸島地生10	糸島地区休日・夜間急患センター	糸島市浦志532-1	21・12・31
筑生76	江島医院	筑後市大字尾島194	21・10・31
女生116	横田病院	八女郡広川町大字新代1428-94	21・12・31
八女生42	中島産婦人科医院	八女市馬場字川原出358-3	22・1・25
春生歯4	城戸歯科医院	春日市春日原東町1丁目11	21・12・31
筑紫生歯29	医療法人秋吉歯科医院	筑紫野市二日市中央2丁目12-8	21・12・31
鞍生歯69	くらて歯科医院	鞍手郡鞍手町大字中山2395-1	22・1・19
粕生薬14	タカラ調剤薬局志免	糟屋郡志免町中央3丁目6-23	21・12・31
粕生薬126	おかざき薬局篠栗店	糟屋郡篠栗町大字尾仲510-1	22・1・17
飯生薬115	トップ調剤薬局	飯塚市伊岐須150-8	21・10・28

福岡県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生20	日高外科医院	糸島郡二丈町大字深江945-6	糸島市二丈深江945-6	22・1・1
糸島地生21	宮内医院	糸島郡志摩町大字御床字松原2165-67	糸島市志摩御床字松原2165-67	22・1・1
糸島地生22	整形外科くどうクリニック	糸島郡二丈町大字深江1783-1	糸島市二丈深江1783-1	22・1・1

糸島地生61	可也病院	糸島郡志摩町大字師吉1200	糸島市志摩師吉1200	22・1・1
糸島地生62	医療法人奥医院	糸島郡志摩町大字初41-1	糸島市志摩初41-1	22・1・1
糸島地生63	さくらのクリニック	糸島郡志摩町大字桜井2435-17	糸島市志摩桜井2435-17	22・1・1
糸島地生64	医療法人善優会 岩隈医院	糸島郡志摩町大字御床91-9	糸島市志摩御床91-9	22・1・1
糸島地生65	クリニック・パキス	糸島郡志摩町大字小富士258	糸島市志摩小富士258	22・1・1
糸島地生66	医療法人上田内科医院	糸島郡二丈町大字石崎76-4	糸島市二丈石崎76-4	22・1・1
糸島地生67	医療法人菜太会福田眼科二丈クリニック	糸島郡二丈町大字深江1064-1	糸島市二丈深江1064-1	22・1・1
糸島地生68	小富士病院	糸島郡志摩町大字久家2400	糸島市志摩久家2400	22・1・1
糸島地生69	医療法人福吉病院	糸島郡二丈町大字吉井4025-1	糸島市二丈吉井4025-1	22・1・1
糸島地生70	医療法人都田医院	糸島郡二丈町大字深江935-3	糸島市二丈深江935-3	22・1・1
糸島地生歯24	荻野歯科医院	糸島郡二丈町大字深江868	糸島市二丈深江868	22・1・1
糸島地生歯25	きのした歯科医院	糸島郡二丈町大字深江1064-5	糸島市二丈深江1064-5	22・1・1
糸島地生歯26	はんだ歯科医院	糸島郡志摩町大字初40-3	糸島市志摩初40-3	22・1・1
糸島地生歯27	水谷歯科医院	糸島郡志摩町大字師吉字下新開131-43	糸島市志摩師吉字下新開131-43	22・1・1
糸島地生歯28	中川歯科医院	糸島郡志摩町大字御床松原2160-22	糸島市志摩御床松原2160-22	22・1・1

糸島地生 歯29	立石歯科医院	糸島郡二丈町大字吉井 4080 - 12	糸島市二丈吉井4080 - 12	22・1・1
糸島地生 歯30	かんだ歯科医 院	糸島郡二丈町大字深江 貝田1147 - 17	糸島市二丈深江貝田 1147 - 17	22・1・1
糸島地生 歯31	田添歯科医院	糸島郡志摩町大字稲留 字ウスイ463 - 1	糸島市志摩稲留字ウス イ463 - 1	22・1・1
糸島地生 歯32	ふく吉歯科医 院	糸島郡二丈町大字福井 字角の下4778	糸島市二丈福井字角の 下4778	22・1・1
糸島地生 歯33	二丈わかば歯 科クリニック	糸島郡二丈町大字深江 1806 - 3	糸島市二丈深江1806 - 3	22・1・1
糸島地生 歯34	志摩歯科クリ ニック	糸島郡志摩町大字吉田 23 - 1	糸島市志摩吉田23 - 1	22・1・1
糸島地生 歯35	なかむら歯科 ・こども歯科 クリニック	糸島郡志摩町大字津和 崎字宮ノ元29 - 1イオ ンスーパーセンター志 摩店	糸島市志摩津和崎字宮 ノ元29 - 1イオンスー パーセンター志摩店	22・1・1
糸島地生 薬44	有限会社二丈 調剤薬局	糸島郡二丈町大字深江 932 - 7	糸島市二丈深江932 - 7	22・1・1
糸島地生 薬45	ふくよし薬局	糸島郡二丈町大字吉井 4087 - 4	糸島市二丈吉井4087 - 4	22・1・1
糸島地生 薬46	木の香調剤薬 局	糸島郡二丈町大字吉井 字前田4028 - 8	糸島市二丈吉井字前田 4028 - 8	22・1・1
糸島地生 薬47	ふれんど薬局	糸島郡志摩町大字初43 - 24	糸島市志摩初43 - 24	22・1・1
糸島地生 薬48	志摩調剤薬局	糸島郡志摩町大字桜井 2435番地の23	糸島市志摩桜井2435番 地の23	22・1・1
糸島地生 薬49	ひきつ調剤薬 局	糸島郡志摩町大字御床 字松原2165番地の93	糸島市志摩御床字松原 2165番地の93	22・1・1
糸島地生 薬50	ゆうゆう薬局 二丈店		糸島市二丈深江1783 - 1	22・1・1

福岡県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑紫生マ20	城戸 努（うぐいす治療院）	筑紫野市二日市北4丁目17-5 サンラーク二日市116	22・2・1
筑紫生マ21	益田 博久（うぐいす治療院）	筑紫野市二日市北4丁目17-5 サンラーク二日市116	22・2・1
像生マ7	青木 陽子（ハート治療院）	宗像市朝野207番	22・1・4
像生マ8	濱田 幸伴（ハート治療院）	宗像市朝野207番	22・1・4
飯生マ38	佐々木末弘（福の神）	飯塚市相田3-189	22・1・4
田川生マ8	永井 誓雄（あおぞら訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎444-13	22・1・20
春生柔30	入江 道（大空整骨院）	春日市宝町3丁目9宝ビル105	21・12・28
宰生柔18	中村 威（あすなる整骨院）	太宰府市大字大佐野4-20-8 ホープ花屋敷	22・1・12
糸島地生柔 27	高原 朝彦（かわはら整骨院）	糸島市南風台8丁目7-3	22・2・1

福岡県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合

を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	休止年月日
北筑後生マ1	油田 哲也(まごころマッサージ院)	朝倉郡筑前町野町571-2グレイスコープ三輪206号	21・12・1
女生柔5	井手整骨院	八女郡立花町大字北山1091-5	22・2・1

2 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
筑紫生マ13	野田より子(うぐいす治療院)	筑紫野市二日市北4丁目17-5サンラーク二日市116号	22・1・12
筑紫生マ15	小林 朋子(うぐいす治療院)	筑紫野市二日市北4丁目17-5サンラーク二日市116号	22・1・12
筑紫生マ16	野田 政司(うぐいす治療院)	筑紫野市二日市北4丁目17-5サンラーク二日市116号	22・1・12

福岡県告示第365号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
糸島地生マ1	谷口鍼灸療院	前原市大字本1711	糸島市本1711	22・1・1
糸島地生マ2	樋口はり・きゆうマッサージ治療院	前原市大字井原2451	糸島市井原2451	22・1・1
糸島地生マ3	田中鍼灸療院	前原市大字前原1234-15	糸島市前原1234-15	22・1・1
糸島地生マ4	松下治療院	前原市大字波多江720-18	糸島市波多江720-18	22・1・1
糸島地生マ5	鍼灸温心堂療院	前原市大字加布里29-4	糸島市加布里29-4	22・1・1
糸島地生柔1	とみおか整骨院	前原市大字前原1026-6	糸島市前原1026-6	22・1・1
糸島地生柔2	双健整骨院	前原市前原駅南2丁目10-7	糸島市前原駅南2丁目10-7	22・1・1
糸島地生柔3	りきたけ整骨院	前原市大字浦志197-2	糸島市浦志197-2	22・1・1
糸島地生柔4	石橋整骨院	前原市大字井田439-6	糸島市井田439-6	22・1・1
糸島地生柔5	中垣守弘(横山整骨院)	前原市前原中央1丁目3-11	糸島市前原中央1丁目3-11	22・1・1
糸島地生柔6	康復堂接骨院	前原市前原駅南2丁目2-1JAポルタ2F	糸島市前原駅南2丁目2-1JAポルタ2F	22・1・1
糸島地生柔7	古賀智紀(はたえ整骨院)	前原市波多江駅北4丁目2-16	糸島市波多江駅北4丁目2-16	22・1・1
糸島地生柔8	松崎公一(はたえ整骨院)	前原市波多江駅北4丁目2-16	糸島市波多江駅北4丁目2-16	22・1・1
糸島地生柔9	正木静香(はたえ整骨院)	前原市波多江駅北4丁目2-16	糸島市波多江駅北4丁目2-16	22・1・1
糸島地生柔10	織田村智里(はたえ整骨院)	前原市波多江駅北4丁目2-16	糸島市波多江駅北4丁目2-16	22・1・1

糸島地生 柔11	新保友美 (の ため整骨院)	前原市大字荻浦552 - 1	糸島市荻浦552 - 1	22・1・1
糸島地生 柔12	倉光正幸 (の ため整骨院)	前原市大字荻浦552 - 1	糸島市荻浦552 - 1	22・1・1
糸島地生 柔13	丸山 陽介 (ウ ィング整骨院)	前原市高田2丁目18 - 20	糸島市高田2丁目18 - 20	22・1・1
糸島地生 柔14	岡田 恵理香 (ウィング整 骨院)	前原市高田2丁目18 - 20	糸島市高田2丁目18 - 20	22・1・1
糸島地生 柔15	松尾 順人 (ま えばる駅前 整骨院)	前原市前原中央2丁目 1 - 21 - 1 F	糸島市前原中央2丁目 1 - 21 - 1 F	22・1・1
糸島地生 柔16	城野 憲司 (加 布里整骨院)	前原市大字神在1348 - 2	糸島市神在1348 - 2	22・1・1
糸島地生 柔17	延寿堂整骨院	前原市前原中央3丁目 19 - 39	糸島市前原中央3丁目 19 - 39	22・1・1
糸島地生 柔18	斉腰館整骨院	前原市前原中央1丁目 4 - 5	糸島市前原中央1丁目 4 - 5	22・1・1
糸島地生 柔19	松隈整骨院	前原市波多江駅北2丁 目10 - 31	糸島市波多江駅北2丁 目10 - 31	22・1・1
糸島地生 柔20	佐藤整骨院	前原市大字前原285 - 18	糸島市前原285 - 18	22・1・1
糸島地生 柔21	吉塚和明 (整 骨院悠々)	糸島郡志摩町大字津和 崎29 - 1イオンスーパ ーセンター志摩店	糸島市志摩津和崎29 - 1イオンスーパーセン ター志摩店	22・1・1
糸島地生 柔22	勝山大輔 (整 骨院悠々)	糸島郡志摩町大字津和 崎29 - 1イオンスーパ ーセンター志摩店	糸島市志摩津和崎29 - 1イオンスーパーセン ター志摩店	22・1・1
糸島地生 柔23	ひらお整骨院	糸島郡二丈町大字深江 貝田1150 - 8	糸島市深江貝田1150 - 8	22・1・1
糸島地生 柔24	志摩整骨院	糸島郡志摩町大字井田 原84 - 1	糸島市井田原84 - 1	22・1・1

糸島地生 柔25	中村整骨院	糸島郡二丈町大字吉井 3732 - 34	糸島市二丈吉井3732 - 34	22・1・1
糸島地生 柔26	田中 宏明 (F A B整骨院)	糸島郡二丈町大字武95 - 9	糸島市二丈武95 - 9	22・1・1

福岡県告示第366号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年2月16日農林水産省告示第351号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月16日農林水産省告示第352号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第368号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月16日農林水産省告示第358号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第369号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月16日農林水産省告示第370号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びにうきは市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第370号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年3月11日農林水産省告示第494号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第371号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年3月11日農林水産省告示第495号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第372号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年5月19日農林水産省告示第836号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第373号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年7月12日農林水産省告示第1051号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年12月28日農林省告示第1659号（2から4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第375号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年11月16日農林水産省告示第1787号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第376号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1398号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第377号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月23日農林水産省告示第1636号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第378号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月21日農林水産省告示第2094号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第379号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月12日農林水産省告示第1665号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条

第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
北九州市	農業用排水施設整備事業 (伊川地区)	平成22年2月10日

福岡県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区堀川町外地区	平成22年1月25日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業 の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
鞍手町新北北土地 改良区	区画整理事業（新北北地区 第1工区）	昭和44年8月15日	平成20年3月31日
鞍手町新北北土地 改良区	区画整理事業（新北北地区 第3工区）	昭和44年8月15日	平成20年3月31日

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	福 岡 太 宰 府 線	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘5 丁目64番1先から 糟屋郡宇美町大字炭焼13 番6先まで	6.5 ~ 13.0	390.0
			後	同上	11.0 ~ 28.0	390.0

公 告

公告

次のとおり全国学力・学習状況調査における本県の悉皆方式による実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

全国学力・学習状況調査における本県の悉皆方式による実施に関する委託業務

(2) 業務内容

本業務の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら採点から結果の分析に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3910

(2) 参加申込期限

平成22年3月8日（月）午後5時00分

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県教育委員会ホームページに掲載

ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/2132105.html>

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成22年3月11日（木）午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領

期限内必着)で行う。

エ 提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け(提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り)、全国学力・学習状況調査における悉皆方式による実施検討委員会で審査する。

公告

次のとおり学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

学力実態調査の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

学力実態調査の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら問題の作成から結果の分析に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3910

(2) 参加申込期限

平成22年3月8日(月)午後5時00分

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県教育委員会ホームページに掲載

アドレス (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/2132105.html>)

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成22年3月11日(木)午後5時

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

エ 提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け(提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り)、学力実態調査実施検討委員会で審査する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

大月商会株式会社

(2) 所在地

兵庫県尼崎市南清水39番9号大月ビル

(3) 代表者

代表取締役 大月 秀樹

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成22年2月10日

4 処分の理由

事業者が、平成22年1月29日付けで、山口県知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至ったため

公安委員会

福岡県公安委員会告示第46号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成22年2月26日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成22年4月1日（木）から同年5月31日（月）までの間

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

平成22年4月1日（木）から同年5月31日（月）までの、午前9時00分から午後5時45分までの間

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(2) 受付場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

- (エ) 旧合格証の写し
- (オ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）
- a 前記3(1)に該当する者
検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

- b 前記3(2)に該当する者
検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 前記アのうち(イ)を除く書類
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

前記アのうち(イ)を除く書類

5 申請方法

- (1) 前記受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、そのものが属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- (3) 手数料
学科試験及び実技試験の全てが免除される書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間に、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成22年2月26日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年4月19日（月）から同年4月27日（火）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）について

ては休講とする。

3 受講定員

36名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成22年3月29日（月）から同年4月1日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真の貼付及び押印が必要。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数

料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成22年2月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成22年3月1日から平成22年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成22年2月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線から口線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

口線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成22年3月1日から平成22年5月31日まで

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・2・15	3074	福岡県教 育委員会 告示	1	5			9		松尾 佳恵	松尾 佳枝